

議員提出第4号

令和7年6月27日

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

安曇野市議会

議長 松枝 功 様

提出者

安曇野市議会議員 林 孝彦

賛成者

安曇野市議会議員 竹内 秀太郎

安曇野市議会議員 井出 勝正

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

## 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しており、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされることで、自己同一性を喪失し苦痛を感じる、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用拡大の取組みを進めていますが、一部の国家資格や免許等では旧姓の使用が認められていません。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛は解消されず、根本的な解決策にはならないほか、ダブルネームを使い分ける負担、本人や企業等の経済的なコスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題が指摘されています。

国際連合の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。さらに、平成27年の最高裁判決に続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については「国会で論ぜられ、判断されるべき」とされましたが、依然として国会での議論は進んでいない状況であります。

多様性を認める社会、男女平等、基本的人権の尊重の観点から議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国の責務であります。

よって、安曇野市議会は、国会及び政府に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月27日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

宛て

長野県安曇野市議会議長 松枝 功